

登記事項証明書(法人のみ)

1. 「履歴事項全部証明書」を提出。
変更の事項が確認できること。変更後、期間が経過していて、変更事項の登記がすでに閉鎖されている場合は、「閉鎖事項全部証明書」を提出すること。
2. 受付時で発行日から3か月以内のもの。
3. 組織変更の場合（有限会社→株式会社）
有限会社の登記の閉鎖後に取得した「閉鎖事項全部証明書」と、株式会社の「履歴事項全部証明書」を提出。
4. 変更届の変更年月日は、登記事項証明書の、商号については変更の日、事務所については移転の日、役員については就任・退任の日。登記の日ではない。